

## 新国立劇場運営財団事件の最高裁判決（概要）

### 1. 事案の概要

- Aは、X財団との間で、平成10年3月から平成15年7月まで契約メンバーとして出演契約を締結しながら、新国立劇場合唱団のメンバーとして同劇場において開催された多数の公演に出演していたが、平成15年8月から平成16年7月までのシーズンに係る出演契約に先立つ歌唱技能についての審査により、契約メンバーとしては不合格である旨告知された。
- Aの加入する労働組合は、①新国立劇場合唱団の契約メンバーにAを合格させなかったこと、②労働組合からのAの次期シーズン契約に関する団体交渉を申し入れたにもかかわらず、X財団がこれに応じなかったことがいずれも不当労働行為に当たるとして申立てを行った。東京都労委は、①については不当労働行為に該当しないとしてその申立てを棄却し、②については不当労働行為に該当するとして、団体応諾等を内容とした救済命令を発出した。
- 労働組合は申立て棄却部分につき、X財団は救済を命じた部分につき、それぞれ再審査を申立てたが、中労委は双方の再審査申立てを棄却した。X財団及び労働組合はこれを不服として、それぞれ中労委の再審査申立棄却命令の取消しを求めた。
- 東京地裁は、Aの労組法上の労働者性を否定し、労働組合の請求を棄却した。労働組合及び国はこれを不服として控訴したが、東京高裁は、東京地裁と同様に契約メンバーの労組法上の労働者性を否定し、双方の請求を棄却した。労働組合及び国は最高裁に上告。

### 2. 最高裁判所判決の要旨（平成23年4月12日 最高裁第三小法廷判決）

- 出演基本契約は、一定の歌唱能力を有する者を、原則として年間シーズンの全公演への出演が可能である契約メンバーとして確保することにより、X財団の各公演を円滑かつ確実に遂行する目的で締結されている。契約メンバーは、各公演の実施に不可欠な歌唱労働力としてX財団の組織に組み入れられていた。
- 出演基本契約を締結する際、契約メンバーはX財団から、全ての個別公演に出演するために可能な限りの調整をすることを要望されていた。また、出演基本契約書の別紙には、公演名、公演時期、契約メンバーの出演の有無等が記載され、契約メンバーが個別公演出演を辞退した例は僅かだったことなどに鑑みると、各当事者の認識や契約の実際の運用においては、契約メンバーは基本的にX財団からの個別公演出演の申込みに応ずべき関係にあった。

- X財団は、出演基本契約の内容を一方的に決定し、シーズン中の公演件数、演目、稽古日程等、契約メンバーが歌唱の労務を提供する態様も一方的に決定しており、契約メンバーの側に交渉の余地はなかった。
- 契約メンバーは、X財団により一方的に決められた公演日程等に従い、X財団が指定する日時、場所において歌唱の労務を提供していた。また、歌唱技能の提供の方法については、X財団の選定する者の指揮を受け、稽古への参加状況についてX財団の監督を受けていた。契約メンバーは、X財団の指揮監督の下で歌唱の労務を提供しており、時間的・場所的に一定の拘束を受けていた。
- 契約メンバーの報酬は、出演基本契約で定めた方法で算定されており、予定時間を超えて稽古に参加した場合には超過稽古手当も支払われており、報酬の金額の合計も300万円であった。当該報酬は歌唱の労務の提供それ自体の対価である。
- 以上の諸事情を総合考慮すれば、AはX財団との関係において労働組合法上の労働者に当たると解すべき。
- X財団が不合格措置を採ったこと及び団体交渉を拒否したことが不当労働行為に該当するか否かについては、原審に差し戻す。